

公 表 第 9 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成21年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況  
市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等
61	市民文化部	資産税課	<p>第3章 市税の賦課・徴収事務 第5-1 固定資産税 2. 地番図作成のための費用節減について 地番図等作成のために、航空写真を撮影しているが、費用節減のために近隣の自治体と協力して費用負担をする等の対応を検討すべきである。</p>	<p>平成26年度に3市1町(朝倉市・久留米市・うきは市・筑前町)合同による航空写真撮影を実施しています。 各自治体で費用負担を行い、経費削減に繋がりました。</p>